

山梨県公報

号外第二十六号

平成三十年

六月十四日

木曜日

目次

規則

○山梨県旅館業法施行細則の一部を改正する規則……………一

規則

山梨県規則第十六号

山梨県旅館業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年六月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

山梨県旅館業法施行細則(昭和三十七年山梨県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項を削り、同条第三項中「、常に帳場に置き」を削り、同項を同条第二項とする。

第六条中「掲げる営業」を「掲げる旅館業」に改め、同条第一号イ中「第五条第一項第四号イ」を「第五条第一項第三号イ」に改め、同号ロ中「第五条第一項第七号ロ」を「第五条第一項第六号ロ」に改め、同条第二号イ中「第五条第一項第四号イ及びロ」を「第五条第一項第三号イ及びロ」に改め、同号ロ中「第五条第一項第七号ロ」を「第五条第一項第六号ロ」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「認めるもの」を「認めるもの 条例第五条第一項第三号ロについては、客室の有効面積一・六平方メートル以上について一人とする。」に改め、同号イ及びロを削り、同号を同条第三号とし、同条第五号中「第五条第一項第四号イ」を「第五条第一項第三号イ」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「第五条第一項第四号ロ」を「第五条第一項第三号ロ」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「営業の施設であつて、農林漁業者又は農林漁業者以外の者(個人に限る。）」がその居宅において営むもの」を「旅館業の施設」に、「第五条第一項第四号ロ」を「第五条第一項第三号ロ」に改め、同号を同条第六号とする。

第一号様式及び第一号様式の二中「第3条第2項第1号から第3号まで」を「第3条第2項各号」に改める。

第一号様式の三中「第3条第2項第1号又は第2号」を「第3条第2項第1号から第6号まで及び第8号」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年六月十五日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県旅館業法施行細則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の山梨県旅館業法施行細則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番